

松島委員 外務省に伺いたいと思いますが、簡単で結構なんですけれども、外務省は、今回の措置として、今後問題が生じた際には停止できることになっています。短期ビザの免除を停止できることになっていますけれども、どういうケースが該当するのか。今回のような、銀座で、そしてまた立て続けに渋谷ですり集団が逮捕された、これは問題が生じたということにならないんでしょうかということをもまず外務政務官に伺いたいと思っております。

伊藤大臣政務官 松島委員にお答えいたします。

今回の短期滞在査証の免除については、いろいろ慎重に検討したことでございますけれども、まず、一般にこの査免ということ考えた場合に、もちろん日本はビジット・ジャパン・キャンペーンをやっているわけですが、そういう観光を含む二国間の人的交流の促進の観点に加え、今松島委員御指摘の犯罪対策、出入国管理等の観点を総合的に踏まえて判断を行っているというところでございます。

そして、韓国人については、昨年三月以降の期間限定の短期滞在査証免除措置の結果につき、一昨年のデータと比較したところ、我が国における韓国人による犯罪等の悪化というものは特に認められなかった。そのこともあり、また本年三月以降、短期滞在査証免除措置を期間限定なしに実施することに決定したわけでございます。

恒久化は少し早過ぎるんじゃないかということもございますけれども、恒久化と申し上げても、未来永劫、状況が変わってもこれを続けるということではございませんで、この措置の実施状況につき随時検証した上で、問題があると認められる場合には本件の措置を一時停止または終了する、そういう必要な措置をとるということでございます。

そして、もう一つの御質問は、今回の銀座のすり団とか、そういう問題は本件措置を停止するという件に該当しないかということもございますけれども、こういう個別のケースについては捜査当局による厳格な取り締まりということが最も重要であると考えておまして、日韓の治安当局間でも密接に連絡をとり、十分な対策がとられていると承知しております。

また、この査証免除措置の実施状況の検証に当たっては、韓国人不法残留者数の推移、犯罪の動向を初め諸般の事情を総合的に踏まえ、随時適切に判断してまいりたいと考えております。